

# 連鎖倒産に備えた 「経営セーフティ共済」 申込み急増！

中小機構が運営

**最高 3200 万円の貸付 無担保、無保証人、無利子**

100年に1度と言われる世界的大不況の中で、国内の企業倒産も増えていきます。いつ起こるかわからない取引先の倒産で、突然、連鎖倒産の危機に見舞われる可能性もあります。そんな事態に備えて中小企業者向けの「経営セーフティ共済」というものがあり、最近、利用者が急増しています。国が全額出資する独立行政法人中小企業基盤整備機構（略称：中小機構）が運営しており、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内で、最高3200万円の貸付が受けられます。

## § 経営セーフティ共済とは

経営セーフティ共済という言葉は略称で、正式には、「中小企業倒産防止共済制度」のこと。自分の会社の経営は健全でも取引先の事業者が突然、倒産したために、手形の回収ができない、売掛金を回収できないなどで連鎖倒産に追い込まれることがあるため、それを回避させるのが目的。中小企業倒産防止共済法に基づいて昭和52年に始まりました。

平成20年3月末現在の貸付状況は、累計で25万2000件、1兆7千億円。業種別の貸付内訳は、製造業36.0%、卸売業27.3%、建設業19.2%、小売業9.6%などとなっています。

中小機構近畿支部によると、「この不況下で、前年度対比で50%も申込みが増えています」と話しています。

## 制度の特色を要約すると

- ☆ 最高 3200 万円の共済金貸付けが受けられる
- ☆ 倒産した取引先との商取引の事実確認により貸付が実行され、8割が18日以内で借り入れできる
- ☆ 共済金の貸付は無担保・無保証人・無利子

☆ 掛金は税法上、経費、または損金に参入でき、掛金積立額で含み資産の形成もできる

☆ 貸付を受けなければ掛金は返還される（40 ヶ月以上納付の場合）などということにあります。

より、詳しく説明しますとー

#### **共済金の貸付と貸付条件**

制度に加入して 6 ヶ月以上経過してから、取引先事業者が倒産し、売掛金債権などについて回収困難になった場合に、共済金貸付が受けられます。

掛金総額の 10 倍に相当する額か、回収が困難になった売掛債権などの額の、いずれか少ない額の範囲内。320 万円まで積み立てができますから、最高で 3200 万円になります。

担保・保証人は不要。無利子ですが、貸付を受けた共済金額の 10 分の 1 に相当する額は掛金総額から控除されます。貸付期間は 5 年間（据置期間 6 ヶ月を含む）。毎月均等償還です。

問題は相手が倒産したことの確認です。「倒産」とは「破産手続き開始、再生手続き開始、更正手続き開始、特別精算開始の申し立てがされた場合」または、「手形交換所に参加する金融機関で取引停止処分を受けた場合」と定められています。

したがって、取引先が「夜逃げ」「内整理」（法律手続きによらないで企業と債権者が自主的に負債整理や更生策を話し合う方法）などの場合は貸付が受けられません。

現実には夜逃げ、内整理は少なくありませんが、中小機構は「法律でこれらを除外していますので、なんともできません」と話しています。

貸付の請求ができる期間は倒産発生時から 6 ヶ月以内です。

#### **掛金**

毎月の掛金は 5,000 円から 80,000 円の範囲内で、5,000 円刻みで自由に選ぶことができます。また、加入後に掛金の増額や減額ができます。

掛金は税法上、法人の場合は損金参入でき、個人事業者の場合は必要経費に算入できます。

#### **解約と解約手当金**

共済契約の解約は 12 ヶ月以上の掛金を収めた加入者については、掛金総額

に**下表**の率を乗じて（掛けて）得た額が解約手当金として支給されます。

- ①任意解約＝加入者が任意に行う解約
- ②機構解約＝加入者が12ヶ月以上掛金を滞納したとき、又は不正行為によって共済金貸付を受けようとしたときなどに機構が行う解約
- ③みなし解約＝加入者が死亡（個人事業の場合）、会社の解散、会社分割（事業の全部承継）、事業全部譲渡の場合は、その時点で解約されたものとみなされます。但し、共済契約の承継が行われたときは解約になりません。

#### 〔解約手当金の支給率〕

掛金を納付した月数	任意解約	中小機構解約	みなし解約
1月～11月	0%	0%	0%
12月～23月	80%	75%	85%
24月～29月	85%	80%	90%
30月～35月	90%	85%	95%
36月～39月	95%	90%	100%
40月以上	100%	95%	100%

※掛金総額とは、納付した掛金から、既に貸付けを受けている場合の貸付額の10分の1に相当する額を差し引いた額となります。また、共済金や一時貸付金の償還に充てられた額なども差し引かれることとなっています。

※なお、共済契約者が偽りその他不正の行為によって共済金等の貸付けを受け、又は、受けようとしたときは、解約手当金は受け取れません。

#### 一時貸付金の貸付

共済加入者は、取引先の倒産が無くても、解約手当金の範囲内で、臨時に必要な事業資金の貸付が受けられます。

貸付限度額は、解約手当金の額の95%の範囲内で、掛金納付の月数によって貸付限度額に差が出ます。貸付期間は1年で期限に一括償還。利率は1.5%（金融情勢により利率は変動します）。担保・保証人は不要です。

#### 加入できる人

- 1.個人の事業者又は会社で**次表**の「資本金等の額」又は「従業員数」のいずれかに該当する方
- 2.企業組合、協業組合

### 3.事業協同組合、商工組合などで、共同生産、共同販売等の共同事業を行っている組合

業種	資本金等の額	従業員数
製造業・建設業・運送業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

加入申込み、問い合わせは、中小機構の業務を取り扱っている商工会議所、市町村の商工会、中小企業団体中央会、中小企業の組合などの委託団体又は銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫などの金融機関へ。

摂津水都信用金庫をご利用の方は、本店と各営業所の担当者にお申し込み下さい。

制度全体の詳細については下記へお問い合わせください。

#### **中小企業基盤整備機構(中小機構)近畿支部**

〒540-6591 大阪府中央区大手前 1-7-31

大阪マーチャンダイズmartビル 11階

電話:06-6910-2235、共済相談室:050-5541-7171

まとめ 株式会社大阪彩都総合研究所  
橋本 剛